

(写)

龍ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和5年12月22日

龍ヶ崎市長 萩原 勇

龍ヶ崎市条例第49号

龍ヶ崎市都市公園条例の一部を改正する条例

龍ヶ崎市都市公園条例（平成25年龍ヶ崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第2（第12条、第17条関係）				別表第2（第12条、第17条関係）			
都市公園名	有料公園施設名	単位	使用料等	都市公園名	有料公園施設名	単位	使用料等
省 略				省 略			
総合運動公園	龍ヶ崎市総合体育館（たつのごアリーナ）	龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例（平成25年龍ヶ崎市条例第7号）の規定による。		森林公園	キャビン	1棟1泊	3,770円
	龍ヶ崎市陸上競技場（たつのごフィールド）			ログハウスA	1棟1泊	4,820円	
	龍ヶ崎市野球場（たつのごスタジアム）			ログハウスB	1棟1泊	3,970円	
	多目的広場			テント	1張1泊	1,570円	
				バーベキュー施設	1式1回	730円	
総合運動公園	龍ヶ崎市総合体育館（たつのごアリーナ）	龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例（平成25年龍ヶ崎市条例第7号）の規定による。		総合運動公園	龍ヶ崎市総合体育館（たつのごアリーナ）	龍ヶ崎市総合運動公園の設置及び管理に関する条例（平成25年龍ヶ崎市条例第7号）の規定による。	
	龍ヶ崎市陸上競技場（たつのごフィールド）			龍ヶ崎市陸上競技場（たつのごフィールド）			
	龍ヶ崎市野球場（たつのごスタジアム）			龍ヶ崎市野球場（たつのごスタジアム）			
	多目的広場			多目的広場			

別表第3（第13条関係）

都市公園名	施設名
北竜台公園	グラウンド
	ディスクゴルフ場（2時間以上占有するとき。）
省 略	

別表第4（第17条関係）

1 公園施設を設ける場合

公園施設の種類	使用料
法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設（以下「公募対象公園施設」という。）	法第5条の7第1項に規定する認定公募設置等計画（以下「認定公募設置等計画」という。）に基づき決定した額とする。
上記以外の公園施設	龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例（平成11年龍ヶ崎市条例第34号）の規定を準用し算定した額とする。

2 公園施設を管理する場合

公園施設の種類	使用料
公募対象公園施設及び法第5条の2第2項第5号に規定する特定公園施設	認定公募設置等計画に基づき決定した額とする。

別表第3（第13条関係）

都市公園名	施設名
森林公園	キャンプ場
	ファイヤープレース
北竜台公園	グラウンド
	ディスクゴルフ場（2時間以上占有するとき。）
省 略	

別表第4（第17条関係）

1 公園施設を設ける場合

公園施設の種類	使用料
売店	龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例（平成11年龍ヶ崎市条例第34号）の規定を準用し算定した額とする。

2 公園施設を管理する場合

都市公園名	公園施設の種類	使用料
森林公園	売店	龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例の規定を準用し算定した額とする。

上記以外の公園施設	龍ヶ崎市行政財産使用料徴収条例の規定を準用し算定した額とする。
-----------	---------------------------------

付 則

この条例は、公布の日から施行する。